

## 笠之原こども園 一時預かり利用要項

### 1. 対象児童

特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用できていない小学校就学前の子ども

### 2. 利用申込

年度ごとに一時預かり利用申請書を提出して下さい。申請書の内容を変更する場合は新たに申請書を提出して下さい。職員配置や部屋面積、緊急性などを勘案し利用決定します。

### 3. 利用施設

社会福祉法人 笠之原福社会 笠之原こども園（幼保連携型認定こども園）

住所：鹿児島県鹿屋市笠之原町 46 番 15 号

電話：0994-42-2919

開園時間：7 時～18 時

### 4. 利用日・利用時間

利用日は、当園の開園日のみとします。利用時間は、開園時間内の 9 時間までとし、時間を超過する場合はご相談下さい。

### 5. 料金料

一時預かり料 月額 25,500 円

日額 2,000 円

副食費相当額 月額 4,500 円

日額 180 円

### 6. 注意事項

利用時は、一時預かり日誌または当園配布の連絡帳・視診票を毎日提出して下さい。

児童に感染症などの疑いがある場合、38℃以上の発熱がある場合、その他体調不良と認められる場合お預かりできません。

笠之原こども園の行事等により一時預かりの利用を制限する場合があります。

利用料の納入がされないとき、又は、注意事項が守られないときは、一時預かりの利用を停止、制限します。

### 7. その他

児童の準備物や、施設の利用詳細については入園のしおりをご覧ください。